

市民農園(家庭菜園)は個人でも開設できます

近年、全国でも余暇の増大や価値観の多様化によって、野菜や花を栽培し、自然に触れ合いたいと希望する農業者以外の方々が増えています。

これまで市民農園は、市や農業協同組合に限り開設できましたが、国としてもこのような現状から個人や法人でも市民農園(家庭菜園)を開設し、希望者に貸し付けることができるようになっていきます。

また、相続税や贈与税の納税猶予を受けている生産緑地などの農地も、市や農業委員会に手続きを行って承認を受けた後に、税務署に届け出ること貸し付けも可能となっています。

この制度は、全国で行える手続きですので、故郷や遠方に農地を所有されている方や、相続等によって農地を所有したもののお勤め等で適正な維持管理にご苦労されている方は、農地のある市町村の農政担当課や農業委員会に相談してみてもいいかもしれません。

習志野市役所の農政担当課は産業振興課です。(☎453-9217)

農業者年金のお知らせです

農業者年金のメリット

- ◇ 少子・高齢化時代に強い積立方式の年金
- ◇ 年金は生涯支給されます。
- ◇ 支払った保険料は全額、社会保険料控除
- ◇ 手厚い政策支援！保険料に国庫補助も

～農業者の方なら広く加入いただけます～

加入できる方

農業者の方で下記の①～③をすべて満たす方であれば、どなたでも加入できます。

- ① 国民年金の第1号被保険者の方
(保険料納付免除者を除く。)
- ② 年間60日以上農業に従事している方
- ③ 20歳以上60歳未満の方

【問合せ先】

JA千葉みらい習志野支店(☎454-0191)
農業委員会事務局(☎453-7708)



毎週金曜日発行 1ヶ月 700円(消費税込)
申し込みは、農業委員会事務局まで

☆おめでとうございます☆

令和2年10月6日の任期満了までの15年間、農業委員会会長としてご尽力いただきました廣瀬 博氏が、その功績により、「文化の日千葉県功労者表彰」を受賞され、森田健作 千葉県知事より表彰状が送られました。



習志野市 農業委員会だより

発行 習志野市農業委員会
所在地 習志野市鷺沼2丁目1番1号
電話 047-453-7708

《第12号》

農業委員紹介(新しい農業委員が決まりました)

農業委員会等に関する法律に基づき、新たに16人の農業委員が習志野市議会の同意を得て、習志野市長より任命されました。

新しい農業委員の任期は、令和2年10月7日から令和5年10月6日までの3年間で、農業者と行政を結ぶ役割、農業者の代表として今後活動してまいります。

なお、会長職には三代川彦博氏、会長職務代理者には村山茂男氏が選出されました。就任した農業委員は以下のとおりです。(五十音順・敬称略)



飯生 正己
【実籾二丁目】



江口 明美
【藤崎一丁目】



江口 勝洋
【藤崎三丁目】



織戸 淳也
【谷津二丁目】



櫻井 茂雄
【実籾本郷】



都築 博文
【津田沼三丁目】



中 基 明
【屋敷一丁目】



中野 政博
【屋敷三丁目】

※農業委員紹介は次ページにもあります

☆☆☆ 目 次 ☆☆☆

1. 農業委員紹介
2. 就任のご挨拶
3. 農地を相続したら
4. 農地基本台帳について
5. 農地の貸し借りについて
6. 市民農園(家庭菜園)の開設について
7. 農業者年金のお知らせ



《ナラシド♪》





廣瀬 克久
【鷺沼三丁目】



三代川 和彦
【谷津二丁目】



三代川 彦博
【谷津一丁目】



村山 源司
【鷺沼五丁目】



村山 茂男
【鷺沼三丁目】



矢野 泰宏
【谷津二丁目】



渡邊 喜代美
【鷺沼一丁目】



渡邊 幸枝
【実籾三丁目】

就任のご挨拶



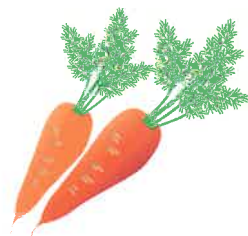
習志野市農業委員会
会長 三代川 彦博

この度、農業委員の改選に伴い、委員の皆様の推挙をいただき、第23期農業委員会会長を仰せつかりました。職責の重大さに身の引き締まる思いと共に、公正・公平・法令遵守に基づき業務に尽力する決意です。

さて、習志野市内では、平成4年11月に指定を受けた生産緑地が令和4年度(2022年度)に指定後30年の節目の年を迎えます。また、鷺沼地区の市街化調整区域では、新たな土地利用として区画整理事業がいよいよスタートしようとしています。

農業委員会は、都市化が進む習志野市の農業や農地を守り、就農している貴重な若手担い手を全面的に応援し、都市農地が持っている農産物の供給、緑地・防災空間の確保、教育・体験の場等々の機能を有する重要な農地を少しでも多く後世に引き継ぐために活動してまいります。

農業委員会への更なるご支援・ご協力をお願いすると共に、より一層のご指導をよろしくお願い申し上げます。



農地を相続したら農業委員会に届け出ましょう

相続等により農地を取得した場合は、農地法第3条の3の規定により、相続した農地が所在する市町村の農業委員会又は農政担当課に届出する必要があります。

遺産分割協議や相続登記等が完了した際は、農業委員会にお問合せください。

農業委員会は、農地の権利者をきちんと把握し、農地の有効利用を促進しています。

全国どこでも、農地を所有されている方や相続された方は、農地の維持管理を適正に行う責務が発生しますので、ご理解・ご協力をお願いします。

農業委員会は農地の情報を管理しています

農業委員会では、習志野市内の農地の情報を把握し、優良農地を確保・維持するため、毎年、農地基本台帳を整備し、管理しています。

農地基本台帳は、農地を一筆ごとに管理する唯一の台帳であり、農業委員会の日常的な業務推進の基礎となる極めて重要な資料です。台帳は毎年8月上旬に農地を所有されている方に対し、地区農業委員が配布しています。市外にお住まいの方等は農業委員会事務局より郵送しています。

皆様から提出いただいた農地基本台帳の情報は、大切な個人情報ですので、農業委員会が厳重に管理いたします。

農地基本台帳の配布対象や調査項目は以下の通りです。

《農地基本台帳の配布対象世帯》

・同一世帯としての耕作面積(所有地と借入地の合計)が10アール(1,000㎡)以上の農地所有者・耕作者

《農地基本台帳の調査項目》 ※記入漏れがないようご注意ください。

- ・世帯員の情報について(年齢・年間従事日数等)
- ・農機具の保有状況と作付け品目について
- ・農地の所有状況と管理状況について

農地の貸し借りは市に手続きが必要です

「ヤミ耕作」という言葉を聞いたことはありませんか？ ヤミ耕作とは、市や農業委員会に手続きを行わず、土地所有者と借主が相対して農地を貸し借りして収益を得ることを指します。

借主として収益を得るとは、野菜を出荷して収益を得ることはもちろんですが、自分たちで消費する野菜を作ることも該当します。

以下のような農地に心当たりがありましたら農業委員会へご相談ください。

- 昔から(先代から)農地を貸している(借りている)が、市に手続きしているかわからない。
- 農地を相続したが、維持管理が出来ないため、知り合いの農業者に貸している。
- 近所の方が自分たちの野菜を作りたいと希望したので、農地の一部を貸している。

《農地を所有している方はご注意ください!》

正しい手続きをしないで、20年以上農地の貸し借りが行われていた場合、農地を借りている人が賃借権を取得することがあります。

こういった場合、いざ農地を売ったり、貸したりするときに、これまで農地を借りてきた人の同意や離作料を求められる場合があります。(全国では裁判になった事案も発生しています。)

農地を所有されている方は、所有地の状況を今一度確認してください。